

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

佐賀県教育委員会教育長 古 谷 宏

佐賀県教育委員会規則第6号

佐賀県教育庁組織規則の一部を改正する規則

佐賀県教育庁組織規則（昭和31年佐賀県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p><u>（企画・経営グループ）</u> <u>第2条 教育庁の本庁に企画・経営グループを置く。</u> （分課） <u>第3条 教育庁の本庁に次の課を置く。</u></p> <p><u>教育政策課</u> 教育情報課～学校教育課</p> <p><u>文化財課</u> <u>教育支援課</u></p> <p>2・3 略</p> <p><u>（企画・経営グループの分掌事務）</u> <u>第4条 企画・経営グループの分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 教育庁各課の施策の総合調整に関すること</u> <u>(2) 教育庁及び教育機関（学校を除く。）並びに第20条第1項の規定により置かれた職への指導及び助言に関すること</u> <u>(3) 教育庁及び教育機関（学校を除く。）の組織、定数及び職員 の任免その他人事に関すること</u></p>	<p>（分課） 第2条 教育庁の本庁に次の課を置く。</p> <p><u>教育総務課</u> <u>教育振興課</u> 教育情報課～学校教育課 <u>保健体育課</u> <u>文化財課</u></p> <p>2・3 略</p>

改正前	改正後
<p>(4) <u>予算編成に関すること</u></p> <p>(5) <u>教育委員会の会議に関すること</u></p> <p>(6) <u>教育に関する法制審議に関すること</u></p> <p>(7) <u>広聴に関すること</u></p> <p>(8) <u>教育委員会の主管に係る特例民法法人及び公益信託の総合調整に関すること</u></p> <p>(9) <u>教育長が特に命ずる事務に関すること</u></p> <p>(10) <u>その他教育長の教育庁経営の補佐に関すること</u> (課の分掌事務)</p> <p>第5条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>(課の分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>(1) <u>教育施策の基本方針に関すること。</u></p> <p>(2) <u>教育内容に関する重要施策の企画立案及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(3) <u>教育に関する調査及び統計（他課の所管に属するものを除く。）並びに広聴並びに教育行政に関する相談に関すること。</u></p> <p>(4) <u>教育委員会の会議に関すること。</u></p> <p>(5) <u>教育に関する法制審議に関すること。</u></p> <p>(6) <u>教育委員会の主管に係る公益信託の総合調整に関すること。</u></p> <p>(7) <u>文書の收受、発送、調査、整理及び保存に関すること。</u></p> <p>(8) <u>公印に関すること（他課の課長印、課印、室長印及び室印を除く。）。</u></p> <p>(9) <u>危機管理に関すること（教育庁危機管理・広報総括監が掌理する事務のうちから指定するものに限る。）。</u></p> <p>(10) <u>広報に関すること（教育庁危機管理・広報総括監が掌理す</u></p>

改正前	改正後
<p>教育政策課</p> <p><u>(1) 教育施策の基本方針に関すること。</u></p> <p><u>(2) 教育内容に関する重要施策の企画立案及び総合調整に関すること。</u></p> <p><u>(3) ~ (5) 略</u></p> <p><u>(6) 県立学校の整備計画についての調査、企画及び立案に関すること。</u></p> <p><u>(7) 県立学校の通学区域に関すること。</u></p>	<p><u>る事務のうちから指定するものに限る。)</u>。</p> <p><u>(11) 学校予算の配当に関すること。</u></p> <p><u>(12) 教育財産の管理に関すること(他課の所管に属するものを除く。)</u>。</p> <p><u>(13) 学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること(他課の所管に属するものを除く。)</u>。</p> <p><u>(14) 学校その他の教育機関の敷地の選定及び変更に関すること。</u></p> <p><u>(15) 校舎その他の建築物の営繕、保全の計画及び指導に関すること。</u></p> <p><u>(16) 育英及び奨学に関すること。</u></p> <p><u>(17) 儀式及び褒賞に関すること(他課の所管に属するものを除く。)</u>。</p> <p><u>(18) 授業料の減免に関すること。</u></p> <p><u>(19) 県立学校の整備計画についての調査、企画及び立案に関すること。</u></p> <p><u>(20) 県立学校の通学区域に関すること。</u></p> <p>教育振興課</p> <p><u>(1) ~ (3) 略</u></p>

改正前	改正後
<p>(8) 略 教育情報課・教職員課 略 学校教育課 (1)～(5) 略 <u>(6) 学校保健体育の指導及び助言に関すること。</u> <u>(7) 学校保健安全に関すること。</u> <u>(8) 学校給食及び寄宿舎食に関すること。</u> <u>(9) 生徒、児童及び幼児の保健衛生に関すること。</u> <u>(10) 学校衛生団体及び学校給食団体に関すること。</u> (11)～(14) 略</p> <p>文化財課 略 教育支援課 <u>(1) 学校予算の配当に関すること。</u> <u>(2) 教育財産の管理に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</u> <u>(3) 学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</u> <u>(4) 学校その他の教育機関の敷地の選定及び変更に関すること。</u></p>	<p>(4) 略 教育情報課・教職員課 略 学校教育課 (1)～(5) 略</p> <p>(6)～(9) 略 <u>(10) 全国高等学校総合文化祭の開催に関すること。</u> 保健体育課 <u>(1) 学校保健体育の指導及び助言に関すること。</u> <u>(2) 学校保健安全に関すること。</u> <u>(3) 学校給食及び寄宿舎食に関すること。</u> <u>(4) 生徒、児童及び幼児の保健衛生に関すること。</u> <u>(5) 学校衛生団体及び学校給食団体に関すること。</u> 文化財課 略</p>

改正前	改正後
<p>(5) <u>校舎その他の建築物の営繕、保全の計画及び指導に関すること。</u></p> <p>(6) <u>文書の収受、発送、調査、整理及び保存に関すること。</u></p> <p>(7) <u>公印に関すること（他課の課長印、課印、室長印及び室印を除く。）。</u></p> <p>(8) <u>育英及び奨学に関すること。</u></p> <p>(9) <u>儀式及びほう賞に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。</u></p> <p>(10) <u>授業料の減免に関すること。</u></p> <p>(11) <u>その他他課の所管に属しない事項に関すること。</u></p> <p>（室）</p> <p><u>第6条 教育政策課に県立高校再編整備推進室及び特別支援教育室を、学校教育課に保健体育室及び人権・同和教育室を置く。</u></p> <p>2 略</p>	<p>（主管課）</p> <p><u>第4条 教育庁及び教育機関（学校を除く。以下この条において同じ。）の総括的事務並びに教育庁各課の事務の連絡及び調整に関する事務を行わせるため、教育総務課を主管課と定める。</u></p> <p><u>2 前条に定めるもののほか、主管課は、次の事務をつかさどる。</u></p> <p>(1) <u>教育庁各課の施策の総合調整に関すること</u></p> <p>(2) <u>教育庁及び教育機関への指導及び助言に関すること。</u></p> <p>(3) <u>教育庁及び教育機関の組織、定数及び職員の任免その他人事に関すること。</u></p> <p>(4) <u>予算原案の編成に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他他課の所管に属しない事項に関すること。</u></p> <p>（室）</p> <p><u>第5条 教育総務課に県立高校再編整備推進室を、教育振興課に特別支援教育室を、学校教育課に人権・同和教育室を置く。</u></p> <p>2 略</p>

改正前			改正後								
<p>第7条・第8条 略</p> <p>第9条 教育庁に<u>教育庁危機管理・広報監</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>教育庁危機管理・広報監</u>は、上司の命を受けて、危機管理及び広報に関する事務を掌理する。</p> <p>第10条 <u>企画・経営グループ</u>に<u>企画・経営グループ長</u>を置く。</p> <p>2 <u>企画・経営グループ長</u>は、上司の命を受けて、<u>企画・経営グループの分掌事務</u>を掌理し、<u>所属の職員</u>を指揮監督する。</p> <p>第11条・第12条 略</p> <p>第13条 <u>企画・経営グループ</u>、<u>課及び室</u>に<u>教育企画監</u>、<u>参事及び技術監</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>教育企画監</u>、<u>参事及び技術監</u>は、上司の命を受け、<u>企画・経営グループ</u>、<u>課及び室</u>の分掌事務の一部を掌理する。</p> <p>第14条 <u>企画・経営グループ</u>及び<u>課</u>に<u>副課長</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>副課長</u>は、<u>企画・経営グループ長</u>又は<u>課長</u>を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) <u>企画・経営グループ</u>又は<u>課</u>の分掌事務を整理し、<u>企画・経営グループ長</u>又は<u>課長不在</u>のときは、その職務を代行する。</p> <p>(2) 上司の命を受けて、<u>企画・経営グループ長</u>又は<u>課長</u>が特に命ずる事務を掌理する。</p> <p>第15条 略</p> <p>第16条 第7条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる課又は室に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>職</td> <td>課又は室</td> <td>職務</td> </tr> </table>			職	課又は室	職務	<p>第6条・第7条 略</p> <p>第8条 教育庁に<u>教育庁危機管理・広報総括監</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>教育庁危機管理・広報総括監</u>は、上司の命を受けて、危機管理及び広報に関する事務を掌理する。</p> <p>第9条・第10条 略</p> <p>第11条 <u>課及び室</u>に<u>教育企画監</u>、<u>参事及び技術監</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>教育企画監</u>、<u>参事及び技術監</u>は、上司の命を受け、<u>課及び室</u>の分掌事務の一部を掌理する。</p> <p>第12条 <u>課</u>に<u>副課長</u>を置くことができる。</p> <p>2 <u>副課長</u>は、<u>課長</u>を補佐するとともに、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) <u>課</u>の分掌事務を整理し、<u>課長不在</u>のときは、その職務を代行する。</p> <p>(2) 上司の命を受けて、<u>課長</u>が特に命ずる事務を掌理する。</p> <p>第13条 略</p> <p>第14条 第6条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる課又は室に置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>職</td> <td>課又は室</td> <td>職務</td> </tr> </table>			職	課又は室	職務
職	課又は室	職務									
職	課又は室	職務									

改正前			改正後																				
企画主幹	教育政策課 県立高校再 編整備推進 室	県立高校の整備計画に関する調査 及び企画事務	企画主幹	教育総務課 県立高校再 編整備推進 室	県立高校の整備計画に関する調査 及び企画事務																		
略			略																				
指導主幹	教育政策課 教育情報課 学校教育課 学校教育課 保健体育室	指導主事の事務に関する調査及び 企画事務	指導主幹	教育振興課 教育情報課 学校教育課 保健体育課	指導主事の事務に関する調査及び 企画事務																		
<p>第17条 企画・経営グループ、課及び室に係長を置くことができる。</p> <p>2 係長は、上司の命を受けて、企画・経営グループ、課又は室の分掌事務の一部を処理する。</p> <p>第18条 第7条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる課又は室に置き、その職にある者は、上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>課又は室</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画主査</td> <td>教育政策課 県立高校再 編整備推進 室</td> <td>県立学校の整備計画に関する調査 及び企画事務</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第19条 教育事務所に所長、副所長、管理主任、指導主任及び管理主事を、支所に支所長を置く。</p> <p>2 教育事務所に教育指導監を置くことができる。</p> <p>3～6 略</p>			職	課又は室	職務	企画主査	教育政策課 県立高校再 編整備推進 室	県立学校の整備計画に関する調査 及び企画事務	略			<p>第15条 課及び室に係長を置くことができる。</p> <p>2 係長は、上司の命を受けて、課又は室の分掌事務の一部を処理する。</p> <p>第16条 第6条から前条までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる職を同表の中欄に掲げる課又は室に置き、その職にある者は、上司の命を受けて、同表の右欄に掲げる事務を処理する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職</th> <th>課又は室</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画主査</td> <td>教育総務課 県立高校再 編整備推進 室</td> <td>県立学校の整備計画に関する調査 及び企画事務</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>第17条 教育事務所に所長、副所長、管理主任、指導主任及び管理主事を、支所に支所長を置く。</p> <p>2 教育事務所に教育指導監及び係長を置くことができる。</p> <p>3～6 略</p>			職	課又は室	職務	企画主査	教育総務課 県立高校再 編整備推進 室	県立学校の整備計画に関する調査 及び企画事務	略		
職	課又は室	職務																					
企画主査	教育政策課 県立高校再 編整備推進 室	県立学校の整備計画に関する調査 及び企画事務																					
略																							
職	課又は室	職務																					
企画主査	教育総務課 県立高校再 編整備推進 室	県立学校の整備計画に関する調査 及び企画事務																					
略																							

改正前	改正後
<p><u>7～9</u> 略</p> <p>第20条 第13条、第14条及び第17条に定める者のほか、教育庁に<u>教育企画監、参事、技術監、副課長及び係長</u>を置くことができる。</p> <p>2 前項の規定により置かれた職にある者は、<u>上司の命を受けて、次に掲げる事務</u>を処理する。</p> <p>(1) <u>危機管理に関すること</u></p> <p>(2) <u>広報に関すること</u></p> <p>(3) <u>教育長が特に命ずる事務に関すること</u></p> <p>第21条 第7条から前条までに定める職には、事務職員、技術職員、指導主事又は社会教育主事をもって充てる。</p>	<p>7 係長は、<u>上司の命を受けて、所務の一部</u>を処理する。</p> <p><u>8～10</u> 略</p> <p>第18条 第9条、第11条、第12条及び第15条に定める者のほか、教育庁に<u>課長、参事、技術監、副課長及び係長</u>を置くことができる。</p> <p>第19条 第6条から前条までに定める職には、事務職員、技術職員、指導主事又は社会教育主事をもって充てる。</p>

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則の一部改正)
- 佐賀県教育委員会議決事項等に関する規則 (昭和31年佐賀県教育委員会規則第12号) の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(議決事項)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を議決するものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 教育庁の理事、副教育長、<u>教育庁危機管理・広報監</u>、課長及び教育事務所長並びに学校 (市町立学校を含む。) その他の教育機関の長の任免に関すること</p> <p>(9)～(15) 略</p>	<p>(議決事項)</p> <p>第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を議決するものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 教育庁の理事、副教育長、<u>教育庁危機管理・広報総括監</u>、課長及び教育事務所長並びに学校 (市町立学校を含む。) その他の教育機関の長並びにこれらに相当する職以上の職にある職員の任免に関すること</p> <p>(9)～(15) 略</p>

改正前	改正後
2～4 略	2～4 略

(佐賀県就学指導委員会規則の一部改正)

3 佐賀県就学指導委員会規則(昭和51年佐賀県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>教育庁教育政策課</u> において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>教育庁教育振興課</u> において処理する。

(教育職員免許状の更新に関する規則の一部改正)

4 教育職員免許状の更新に関する規則(平成21年佐賀県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(修了確認義務を課す区市町教育委員会の職員) 第10条 改正省令附則第3条第2号の規定に基づき免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。 (1) 佐賀県教育委員会の教育長、副教育長、指導主事、社会教育主事、管理主事又は学校教育若しくは社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌する組織規則第2条第1項に規定する課の長若しくは <u>同規則第5条の2第1項に規定する室の長</u> (2)・(3) 略 (更新講習を受講することができる区市町教育委員会の職員) 第12条 更新講習規則第9条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。 (1) 佐賀県教育委員会の教育長、副教育長、指導主事、社会教育主事、管理主事又は学校教育若しくは社会教育に関する専門的	(修了確認義務を課す区市町教育委員会の職員) 第10条 改正省令附則第3条第2号の規定に基づき免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。 (1) 佐賀県教育委員会の教育長、副教育長、指導主事、社会教育主事、管理主事又は学校教育若しくは社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌する組織規則第2条第1項に規定する課の長若しくは <u>組織規則第5条第1項に規定する室の長</u> (2)・(3) 略 (更新講習を受講することができる区市町教育委員会の職員) 第12条 更新講習規則第9条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。 (1) 佐賀県教育委員会の教育長、副教育長、指導主事、社会教育主事、管理主事又は学校教育若しくは社会教育に関する専門的

改正前	改正後
<p>事項の指導等に関する事務を所掌する組織規則第2条第1項に規定する課の長若しくは同規則第5条の2第1項に規定する室の長</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(県市町教育委員会における更新講習の免除対象者)</p> <p>第14条 施行規則第61条の4第2号及び改正省令附則第10条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 佐賀県教育委員会の教育長、副教育長、指導主事、社会教育主事、管理主事又は学校教育若しくは社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌する組織規則第2条第1項に規定する課の長若しくは同規則第5条の2第1項に規定する室の長</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>事項の指導等に関する事務を所掌する組織規則第2条第1項に規定する課の長若しくは組織規則第5条第1項に規定する室の長</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(県市町教育委員会における更新講習の免除対象者)</p> <p>第14条 施行規則第61条の4第2号及び改正省令附則第10条第1項第2号に規定する免許管理者が定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 佐賀県教育委員会の教育長、副教育長、指導主事、社会教育主事、管理主事又は学校教育若しくは社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務を所掌する組織規則第2条第1項に規定する課の長若しくは組織規則第5条第1項に規定する室の長</p> <p>(2)・(3) 略</p>